

事務連絡
令和4年11月24日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅経済・法制課
住宅生産課
建築指導課

「住宅省エネルギー性能証明書」の発行について
(ご協力のお願い)

日頃より住宅生産行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度税制改正による住宅ローン減税において、特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）及びエネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）については、新築取得等を行った場合の住宅ローン税額控除の特例（住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等）の対象とされたところです。

上記借入限度額の上乗せ措置等の適用にあたり、これらを証明する書類として「建設住宅性能評価書」のほかに、「住宅省エネルギー性能証明書」が必要となります。「住宅省エネルギー性能証明書」は建築士等が発行できることとしており、「特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（令和4年5月20日）**別添1**による周知依頼をさせて頂いたところです。

今後の確定申告時期に向けて当該証明書の発行依頼の増加も想定されますところ、「住宅省エネルギー性能証明書」の発行について、貴団体会員の建築士におかれましてもご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

(参考)

国土交通省ホームページ 「住宅ローン減税」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅生産課 松岡・石橋（内線39467・39427）